

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	11-2
法令名	生活困窮者自立支援法	根拠条項	16-2		
許認可等	生活困窮者就労訓練事業の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>○生活困窮者自立支援法</p> <p>第16条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第8 就労訓練事業の認定等</p>					